

役員の報酬等及び 費用に関する規程

平成24年4月1日

令和7年4月1日改訂

役員の報酬等及び費用に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、一般財団法人環境優良車普及機構（以下「機構」という）定款第31条の規程に基づき、役員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第25条の規定に基づき置かれる理事並びに監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、機構を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号で定める報酬等をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊費等手数料の経費であつて、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

（報酬等の支給）

第3条 機構は、職務執行の対価として、常勤役員に対し次の定例報酬を支給する。

- (1) 本俸
 - (2) 調整手当Ⅰ及びⅡ
 - (3) 賞与
- 2 常勤役員を除く役員等には、報酬等を支給しない。

（報酬の額）

第4条 定例報酬のうち本俸は、月額とし、次の各号に掲げる役員に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 理事長 月額105万円以下の範囲内で会長が定める額
 - (2) 常務理事 月額80万円以下の範囲内で会長が定める額
- 2 定例報酬のうち調整手当Ⅰは、前項の規定に定められた本俸の額に100分の12を乗じた額とする。
- 3 定例報酬のうち調整手当Ⅱは、役員退職慰労金等規程第3条第1項ただし書きに基づく退職慰労金の支給の基礎となる在職月数から除外する場合に、支給することができる。支給額は、会長が定める額とする。
- 4 定例報酬のうち賞与は、予算の範囲内で、第1項及び第2項の規定より定められた本俸及び調整手当Ⅰの額の合計額に対し、会長が、当該役員の勤務成績、機構の運営状況、社会一般の情勢等を勘案して、別途定める支給月数を乗じて得た額とする。

（退職慰労金）

第5条 常勤役員として円満に勤務し、かつ任期終了、辞任又は死亡により退任した者に、退職慰労金を支給する。

2 退職慰労金の支給に係る事項については、別に定める役員退職慰労金等規程による。

(費用)

第6条 機構は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、当該役員等の請求により、請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(報酬等の支給方法等)

第7条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額、その他の報酬等の支給方法等に関する事項は給与規程に準ずる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が会長の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。

この規程は、令和7年4月1日から改訂適用する。ただし、第4条第1項の規定は令和6年4月1日に遡って適用する。